

平成31年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年2月18日(月) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 鮎川 幸彦 | 中野 修 |
| 瀧山 勝弘 | 山縣 正明 | 山田 孝治 |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 植山 淑子 | 原田 一馬 | 山中 佳子 |
|-------|-------|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から平成 3 1 年第 2 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は全員出席でございます。よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。1 5 番、安富委員。1 6 番、伊藤委員。よろしく願いいたします。挨拶は辞めまして、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。1 から 3 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に、申し訳ございませんが資料の修正があります。</p> <p>議事目録 1 1 ページ。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による処理報告の番号 1 番は申請者から取り下げの申し出がありましたので、議案から削除していただきますようお願いいたします。番号 2 番、土地の表示、面積の欄の 2 3 1 m²の内 7 m²を 2 3 1 m²の内 1 3 . 2 0 m²に修正していただきますようお願いいたします。訂正しお詫び申し上げます。</p> <p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地に隣接する居宅も合わせて購入し、新たに農業を営むため申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条、第 2 号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。経営規模拡大のため、申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について、自作地、借受地について適正に耕作されています。第 2 号、第 3 号には該当していません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条、第 2 号の各号許可要</p>

	<p>件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。後継者もない譲渡人からの申し出により申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、自作地について適正に耕作されています。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。1番はありません。</p>
18番	<p>18番の桑原です。現地調査は会長を始め事務局、伊藤委員と全部で5名で回りました。2番の●●さんのところですが、これはお孫さんと言う事で事務局が申し上げたように、全て要件を満たされて部外に与える影響は全くないものと思います。協議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>場所をまだ言っていない。</p>
18番	<p>場所は私もあまり詳しくありませんけれど、●●●号線●●●●●の付近から北に向けて約800mくらい入った所です。今、盛んに圃場整備をしている所ですけども、これの丁度境目くらいの所です。場所は以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>3番。</p>
16番	<p>3番目の●●さんの件ですが、ここから●●の方へ向って行きまして、●●、●●方面から●●、●●の方面に行きまして、●●と言う部落がありますが、その●●の境にトンネルが出来ております。そのトンネルの手前およそ100m手前のこちらから行きまして、右側の少し奥に畑地の小さい2畝くらいの現地があります。●●さん本人が出られまして、野菜とか何とかいろんな事をしたいという事で、後に出ます現況証明と合わせて一応問題ないのではないかという風に思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員さんより何か補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>2番。欠席。3番。</p>
3番(推進委員)	<p>推進委員の鮎川です。当日丁度現場に居合わせが出来なかったんですけど、現地確認をしております。特に委員さんがおっしゃったように問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から1番と2番につきまして、2番については伊藤さんから説明もらった方がいいかな。補足があれば。1番につきましては先々月ですか、●●●の近くの案件で現況証明がたくさん出たと思います。この関連の案件でございます。●●さんという方が、この●●さんの家も含めて全ての財産を買い受けられるという事が出てきた案件です。別段問題ないんじゃないかなと思います。もし2番で補足がありましたら、伊藤さんお願いします。</p>
16番	<p>別に補足というほどございせんが、前回、畑地の造成で嵩上げすると言う事が出ておまして、所有権の事が問題点で上がりました。そこで、全部効率利用要件の話で6反4畝が果たして●●●さんに係わる物かというのがちょっと確認をしたいかなと思います。他には補足はありません。それと、圃場整備が2年後にこの地区に入るわけですけど、いいんですかねというのを、ちょっと投げかけたんですけど、入らないというお話でしたので、無理強いはできませんけど、形状とかいろんな面でやはり何だかの影響は出てくるんじゃないかなと思っています。以上です。</p>
議長	<p>事務局。面積の事で今、伊藤さんから質問がありましたけれど、●●さんの耕作面積6472㎡と4506㎡との兼ね合い。多分私的には、4506㎡以外に残りの部分が賃貸契約か使用権の設定で、賃借権の設定か使用権の設定で借りられている農地があるのではないかという風に思います。その辺についてどうでしょうかという事なんですが。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	<p>今の質問ですけど、元々借りられていた土地を合意解約されて、新たに3条の移転でと言う事で、この耕地面積の所の右側に今回買われる土地の面積は入っていません。</p>
議長	<p>入ってないだね。これ借りてるんよね。</p>

16番	伊藤さん、今回借りる面積については合意解約が出ている。
議長	後ろで合意解約している。
議長	他に何かご質問がありましたら、お願いします。よろしゅうございますか。「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。
事務局	<p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南西へ2.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は下関市に居住し電気業を営む者です。遠方に居住しており耕作管理が困難なため、最大発電出力35.4キロワットの太陽光発電設備1区画を設置するものです。この案件につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
16番	16番の伊藤です。現地はここ●●●を出まして●●方面に参ります。●●●●●を過ぎまして●●●●●の手前に橋があります。それを50mくらい行きまして、右手に曲がりますと皆さんご存じのように、昔の●●●●●というのがございます。そこを100mくらい過ぎて、右手側にほんの2畝ですから狭い土地です。今、隣接はヒノキだったかな。大きな木の枝を出していますから、それを処理して太陽光を作ると言う事で、周りにはその前に家が1軒だけあるだけで、ほとんどこれによって影響を受けるという事はなにかと思います。ご審議をお願いします。

議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
1 2 番(推進委員)	ありません。
議長	ありがとうございます。今、伊藤委員からありました、前の家というのは現在空き家でございます。委員のみなさんより何かご意見、質問等ございましたらお願いいたします。ありませんか。「はい」の声) それでは、よろしければ採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から2番を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北へ1. 3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は長門市に本店を置く不動産業を営む者です。申請地周辺は宅地化も進んでおり、スーパー、学校等、生活環境も良く住宅の需要が見込まれるため宅地分譲7区画行うものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は美祢市役所●●●●●から南西へ2. 5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は美祢市に居住する会社員です。申請地を取得し、自己用住宅1棟、カーポート1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
1 6 番	1 6 番、伊藤です。現地は、ここ●●●●●を出まして●●●●●の前を通りまして、●●●●●がでございます。●●●●●の裏側に神社が

	<p>ございまして、その裏側になります。すごくいい所です、申請の通り宅地分譲地には最善、最適な所じゃないかというふうに思っています。これによって周りがどうなるかなというふうには、見渡す限りそういった懸念は無いように思いましたが、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>2 番目。</p>
1 8 番	<p>1 8 番、桑原です。現地は国道●●●の●●●の交差点、●●に入る所の交差点を●●方面に少し行き、こちらから行けば左に入ります。そこを150mくらい入った所は谷間というか、そこに家を建てたい。周りには家もなく農地もないため、全く影響は与えないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>1 番ですが、今、伊藤委員さんが言われた通り問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>2 番。</p>
2 3 番(推進委員)	<p>2 番につきましては、桑原委員の言われたように影響はないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員のみなさんより何かご質問、意見等ありましたらお願いいたします。</p>
6 番	<p>教えていただきたいんですが、1 番の資料5の方で、地図の方で言うと申請地の田んぼ側の左の方、分譲地ですかね。</p>
議長	<p>資料5。</p>
6 番	<p>資料5の9ページの所の左側の地図に案内図とありますよね。それに川があるでしょう。この川の左側、これは分譲地でしょうか。</p>
1 6 番	<p>川はない。道。</p>

6番	その左側、隅の方。
16番	1番向こう側か。
6番	だから28とか29とか30、31とか
5番	●●●●。
6番	●●●●。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	川の反対側。川の反対側は水田です。
4番	28、29、30とか番号が振ってあるでしょう。
議長	●●●●です。●●の●●●●です。
6番	これって空き家はどこにありますか。
議長	今、こんな感じではなくて、これ昔の地図で今は集合住宅になっていてほとんど空き家はないと思います。これ昔の長屋の時の分です。
6番	わかりました。
議長	他に何かございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採択に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。 それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は、美祢市役所●●●●●から南東に2.9kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。 2件目。申請地は、美祢市役所●●●●●から南西に1.5kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
18番	18番、桑原です。当地は国道●●●、●●●●●の南側、西側ですかね●●の●●●の方に入る道路があると思うんですけど●●●の方に入って、●●●の地区に入って道路の右側のちょっと下がった方の田んぼです。ここにアンテナを建てるために転用すると、周りには全く支障を及ぼす事はないと思慮しましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。 2番につきましては、国道●●●から、●●に入る交差点から約500m●●寄りの所です。道のすぐ側で田んぼは荒れているような状態で、ある程度は見られましたが、ほとんど手が入っていないという状況です。これも周りに影響全くございませんのでご審議の方よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
23番(推進委員)	1番の方ですが、桑原委員の言われる通りで別にありません。
議長	2番。欠席。 2番を私の方から簡単に補足しておきます。今、桑原委員の言われた通り、国道●●●の左側なんですけど、●●●●と●●●●の境

委員	<p>のモニュメントの所から●●●寄りに150mくらい寄った所の左側でございます。昔、個人的に圃場整備をされまして1枚の大きな田んぼになっております。猪が出てどうしようもないと言う事で、周りもみんな荒れた状態になっております。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>挙手。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。すみません。訂正をお願いいたします。番号1がなくなりましたので、2を消して1にしてください。事務局お願いします。</p>
議長	<p>朗読。</p> <p>番号1番が資料9になっていますが、この説明資料から資料9の地図等がもう退けてあるので資料8の次が資料10になっています。</p> <p>1件目。申請人は、KDDI株式会社で、申請地は、●●●●●、美祢市役所●●●●●から南に3kmの位置にある土地の一部を一時転用し、携帯電話の通信状態向上のために携帯無線基地局を設置するものです。なお、先程修正をお願いいたしました、追加の6.20㎡は基地局と県道の接道管理用の道の面積です。以上、報告いたします。</p>
16番	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>16番、伊藤です。現地は今、事務局がおっしゃいましたように●●●を出まして●●●の方へ向かいます。途中、●●●●●がありまして、その先に四差路の交差点がございます。それを左側に曲がりまして●●●●●の●●●●●の前を抜けまして、しばらくしますと道路左手に●●●という看板が建っております。それを左に約1km弱くらいでしょうか。正確にはよく分かりませんが、その辺りにこの申請の土地があります。お寺の真ん前ですが、周りは田んぼと言う事でこれが出来てどうのこうのというような場所でもないというふうに思いますので、よろしくご審議の程お願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。今日、地元委員さんいらっしゃいませんので私の方から少し補足しておきます。行きましたら反対側に、反対側と言いますと語弊があるかもしれませんが、前に農地が残る状態で転用されていたので「これだったら管理道もいりますよ」と言う事で、道路の方に付けてもらったと言う事で若干面積が増えたというのが現実でございます。その辺も含めて委員のみなさんの方でお考えいただけたらと思います。それと、1番の件なんですけど、先程除外申請が出ましたけれどこれにつきましては、田んぼの真ん中にアンテナが建つようになっておまして、管理道も何もないと言う事で「管理はどのようにされるんですか」と言う事の中で、来月、次の時に管理道の図面も付けて新たにもう1度申請を出しますと言う事で、今回は取り下げになった案件でございます。申し添えておきます。委員のみなさんよりご意見、質問等ありませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位6 報告第2号 公共工事に伴う転用の届出についての1、2を事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は美祢市役所●●●●●から北西に1.7kmの位置にある田んぼ5筆に●●●河川災害復旧工事のための工事用仮設道路を設置するものです。平成31年3月31日までの一時転用です。</p> <p>2件目。申請地は美祢市役所●●●●●から北西へ3.8kmの位置にある田んぼです。●●大堤改修工事のための工事用道路を設置するものです。平成34年6月30日までの一時転用です。</p> <p>2件とも工事完了後の原状回復誓約書が提出されております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1件目は●●。いらっしゃる。お願いします。</p> <p>3番(推進委員)</p> <p>美祢市内の土木建築業者の方から、地権者の関係の問い合わせ等もございましたので適正に処理をするようにと言う事でお願いをしておりますので、問題ないかと思っております。場所については、河川の護岸工事をする為に災害復旧の関係の事業でそこに下りていくための重機、車両等の出入をするために公道を拡幅するという事でいいと思います。以上でございます。</p> <p>2番(推進委員)</p> <p>●●さんの方から少し話を聞いておりましたが、詳しくはご説明できる状態ではありません。場所については●●●という所で大きなソーラーパネルを敷いております、その西側、南西側になり、今、言われました大堤という所の改修に伴う工事用仮設道路です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。ちょっと私の方から補足をしておきます。●●の●●の件でございますが、これ●●●●の家のとい面の辺りにあたります。ちょっと●●よりと言いますか、あの辺の所でございます。別に問題はないと思います。それと、2番目のですが出したのが●●●●●●になっております。これは、●●●からすぐ上がった所に場所的にはなるんですが、●●●自体がもう●●●なんですけれど、実はこの堤の受益者の大部分、99%は美祢市の受益者で1人か2人しかいらっしやらないというような、堤の受益者との関係で●●●の農林事務所がこの堤の改修をするんだという事でございます。そのへんどうしてかなと思われた方がいらっしやるとお思いますので、説明をしておきます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言も無いようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から4までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目。耕作管理ができなくなったため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>3件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと3番につきまして、担当地区の方がいらっしやいましたらどのようになっているかをお願いできましたら、別府、井町さんか。</p>
12番	<p>12番ですが、3番は</p>
議長	<p>すみません。2番。</p>
12番	<p>2番は聞いております。今ありますので大丈夫です。</p>

議長	<p>今回の合意解約につきましては、次の耕作者があらかじめ決まっているという事でございます。この報告案件につきまして何かご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので報告第3号は終わらせていただきます。</p> <p>それでは議事順位8 報告第4号 農地転用現況証明についての1から3までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。明治の頃に耕作放棄後、納屋が建てられ現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が2筆。●●●●-●は平成6年に農地法の転用許可を受け、倉庫が建てられ登記はされておらず、現在に至ります。●●●●-●は平成6年に農地法の転用許可を受け、駐車場、資材置場として使用され、登記されておらず現在は、笹、竹等が繁茂している状況でございます。</p> <p>3件目。申請が1筆。平成8年頃に倉庫、石碑が建てられ現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番の桑原です。1番の現地につきましては、県道●●号、●●の●●から北の方を向いて●●●●●という自動車の修理工場があるんですが、そこから右へ約100mくらい入った所です。道路から見える所なんですが、農地は納屋が建っておりまして、その一部はさいもくに利用されておりまして、それを新たに購入して入られる方がいらっしゃるという話を聞いております。大変いいことだと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それから2番目につきましては、県道●●号線、その●●の交差点を南の方へ150mくらい行った所から右に入って、●●に入る道の方だと思います。入ってすぐの所の公道の近くにあるんですが、ここも草がぼうぼうで全く手が入っていないという状況で別に異論は何もないと言う風に思いましたので、ご検討の方お願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>3番。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。先程の3条の件で●●●●さんのところで説明した通りでありまして、写真の通りです。3条要件を出すための</p>

	手段と言いますか、ご理解をしていただきたいと思います。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
10番(推進委員)	1番ですが、美東町大田の推進委員、瀧山です。当日、立ち合う事ができませんでしたので、後日、資料を元に現地調査いたしました。先程、桑原農業委員さんが答えられた事に異論はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	2番。休み。2番につきましては私の方からしておきます。桑原さんが言われた通りですが、ここ転用許可を受けて、倉庫を建て、下を駐車場として使っていたようです。倉庫の所はまだ倉庫が残っております。中にいろいろな物が入っているように見えました。シャッターの隙間から。駐車場の所はもう大笹と言いますか、笹が繁茂して人間すら入る事ができないくらい群衆をしております。別に転用許可も取っておりますので、ただ地目変更が出されていなかったという事で、今回きちんとするという話でございます。3番。
3番(推進委員)	3番の現況につきましては、私が以前、農業委員の当時から山本会長の方から現状について届出を済ませるようにと指導事案があったと思っております。今回、この安藤さんの方から申請が出たという事でございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。今、言われた通りでかなり前からの案件でございます。やっと出していただけましたので一安心ということでございます。みなさんの方で何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第9号 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 今回8件。農事組合法人 ●●、●●●●●、●●●●●、●●●●、有限会社 ●●●●●、農事組合法人 ●●●●●、有限会社 ●●●●●、農事組合法人 ●●から報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。また、平成30年12月に提出が遅れておりました法人に提出をお願いいたしましたところ、この度報告が揃いました事をご報告申し上げます。以上でございます。

議長	ありがとうございます。●●●●●について平成30年のと平成31年のが付いていますけれど、これは。
事務局	これにつきましては、本来31年に提出する分と昨年、提出が漏れておりましたので合わせて一緒に提出をお願いいたしました。
議長	<p>ありがとうございました。委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>報告第5号について、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは特に発言がございませんようですので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、農業相談日の状況でございますが、ございませんでしたので、報告はございません。以上で全ての審議が終わりましたけど、委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いします。</p>
3番(推進委員)	鮎川ですけど、今まで現地を説明する時に場所を示す位置関係がよく分からなくて、今たまたま見たら一番最後に事務局の方で全図が付けてありますので、まずこれを番号で表示された方が、支所から何km先と言われても、まずこの位置で大体美東、秋芳、美祢と分かるし、その内、詳細の所は議案の方の地図でという事でこれをまず活用していただいた方が、説明される方も見やすいのではないかというふうに思います。
議長	今の鮎川さんののに補足をしておきますけれど、距離につきましては道路を走った距離ではございません。直線距離でございます。それについては確認しておきます。近いなと思われる事があるかも知れませんが、直線でございます。他にございませんか。ありませんでしたら、事務局より今後の日程等について報告をお願いいたします。
事務局	今後の日程についてお知らせいたします。次回の総会は3月18日月曜日、午後2時からでございます。農業相談につきましては3月12日火曜日、美祢地区は石田委員、美東地区は宮崎委員、秋芳地区は伊藤太一委員さんでございます。現地調査につきましては3月7日木曜日、縄田委員さん、馬屋原委員さんをお願いしたいと思っております。
議長	ありがとうございます。それでは総会を終了したいと思います。
事務局	号令

午後15時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成31年2月18日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

